

# 令和5年度事業報告

コロナ禍から開け「日本晴れの青空」と国民だれしもが期待を爆発させたが、日本経済は過度な円安・物価高、国外問題もあり、終始「薄日が差す曇り空」実態とリンクしない株価だけが一人勝ち。40年前の「青い珊瑚礁」時代が懐かしい。

さて、本年度は、社員数70名で昨年度から1名減となった。大規模な協働作業には引き続き厳しい状況下にある。鶴岡地区法第14条地図作成業務2年目作業を無事完遂納品できたが、酒田地区（5・6年度）の受注を逃し継続受注には至らなかった。近時、法第14条事業に偏る当協会の財務体質からすると大変な事態である。

しかし、土地家屋調査士会・政治連盟の山形県に対する熱意ある啓発により、順当に県からの受注が増加し、本年度受託一覧表に示したとおり受託額で法務局に次いで2番であった。大変明るい材料である。菅原 淳・相田治孝両会長はじめ、役員各位にこの場をお借りしてお礼申し上げたい。経常収益も酒田地区の14条業務を逃した事による大幅な落ち込みを懸念したが、少額ではあるが184万円の黒字を計上確保できた。まだまだ不安定に変わりはないので、公益事業の安定した原資として積み上げられるようお力添え戴きたい。

令和5年度事業計画に基づき、下記の2項目を重要事業として運営を行った。

## ① 法的事業及び付随・関連事業

### \*嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業（法的事業）

令和5年度受託一覧表記載のとおり各官公署様より業務の受注を得た。

業務を通じて、「高品質で統一した成果を迅速且つ誠実に履行することこそが究極の啓発活動である」を継続基本方針のもと事業を実施した。

本事業は当協会の事業目的（土地家屋調査士法）の根幹であり、「官公署の事業を通じ、県民の権利の明確化に寄与」することにある。

- ・前年度、国土交通省県下3事務所は県外の法人が廉価での応札をするため全敗であった。また、山形河川国道事務所においては令和になってから1度も受注できていない。国土保全を担う最高の機関からの受注ができていない結果として、県はじめ各市町村への印象などは如何なものかと思う。そのような状況下において、酒田河川国道事務所の受注ができた。単価的に非常に厳しい状況もあるが、前述したことも考慮に入れ、競争受注の是非も含め、今後更なる検討課題としたい。

### \*地図作成作業の積極的参画事業（不動産登記法第14条1項地図作成作業等）

山形地方法務局（2年目作業：立会・細部測量他基準点測量他）より受託

鶴岡市若葉町ほか地区 0.67km<sup>2</sup> 2,952筆

新設基準点 4級 366点

山形地方法務局発注法第14条地図作成作業（鶴岡地区）の2年目作業の成果を無事納品することが出来たが、登記（地図）に反映稼働できない問題点の指摘もあり、当協会において成果確認シュミレーション（法務局で成果をシステムで稼働検証）ができない課題が生じた。酷暑の中の外業実施、改正初の全筆界点標設置と非常に難儀な作業をしていただいた、担当社員の皆様に改めて感謝申し上げたい。

令和5・6年度の法第14条地図作成作業（酒田区）の新規受注は遺憾ながら受注できなかった。次年度は多面的に分析を行い、新たな受注計画を練り直したい。

## ② 公益法人としての国民に対する役割の自己認識と情報公開

### \* 公共建物の無償表題登記事業

米沢地区において実施（南陽市立中川児童館）した。公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との協働事業であり、無事完了贈呈することが出来た。

本事業は不動産登記制度、土地家屋調査士・司法書士制度の啓発と協会の紹介のため司法書士協会と協力して実施している事業であるが、総会において本事業についての成果を質問する社員もいることから事業継続の意義など改めて精査したいと思う。

### \* 研修会および公開講座

・全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会東北ブロック総会担当が当協会であったため、総会の中で官公庁担当職員様も広く参加案内し実施した。

研修会講演演題「所有者不明土地の発生予防・利用のための不動産相続の申請について」講師 山形地方法務局統括登記官 一戸貢様

・一般・官公署に対する研修会も実施すべく所管官庁である山形県より、指導を頂いているが、地図整備等の業務に注力せざるを得ず、実施できなかった。新年度に検討実施したい。

### \* ホームページによる情報発信

一般の方や官公署の担当者の関心が向くテーマ等情報を掲示したかったが、役割・義務的情報発信しかできなかった。次年度において改善に努めたい。

### \* 定期情報交換会

土地家屋調査士会・司法書士協会と実施

### \* コンプライアンスとガバナンスの徹底

・地図作成作業の事業規模が大幅に拡大しているが、社員数の減少もあり、担当地区以外の社員の協力、社員以外の人員を確保し業務遂行できない状況下にあ

る。担当各社員の連繋、報告・連絡・相談等非常に大変となっている。そのようなことからでもないが、借用物の紛失で発注者より注意を受けた社員がでてしまった。大事には至っていないが、個人社員、役員一同、再発のないよう管理について点検することとなった。